

千葉県福祉サービス第三者評価 評価結果報告書
(保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社ケアシステムズ
所 在 地	東京都千代田区麹町1-5-4-712
評価実施期間	令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	宮下どろんこ保育園 ミヤシタドロコホイクエン		
所 在 地	〒299-1117 千葉県君津市宮下2-25-1		
交通手段	内房線 君津駅		
電 話	0439-32-1261	F A X	0439-32-1262
ホームページ	http://www.doronko.biz/nursery		
経 営 法 人	社会福祉法人 どろんこ会		
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日		
併設しているサービス	一時預り事業 地域子育て支援対策		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	12	18	18	18	18	90		
敷地面積	2,347.99㎡			保育面積		946.36㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健康診断（年2回）， 歯科検診（年2回）								
食 事	水分補給， 補食， 昼食， おやつ， 夕食（希望により）								
利用時間	7：00 - 20：00								
休 日	日曜， 祭日， 12月29～1月3日								
地域との交流	子育て相談， 園庭開放								
保護者会活動	どろんこサポーターズの活動， どろんこ祭りなど								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		20	2	22
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	17	1	0	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	自治体窓口へ	
申請窓口開設時間	7:00 — 20:00	
申請時注意事項	自治体の指示に従う	
サービス決定までの時間	1日ほど	
入所相談	あり	
利用料金	市に準じる	
食事料金	500円/1食（幼児：主食代3,000円） 副食代4,500円	
苦情対応	窓口設置	施設長（齊藤みどり）
	第三者委員の設置	設置あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>保育理念 にんげん力を身につけるために必要なあそび・野外体験を提供実践し、自分でかんがえ、行動してみる思考を育みます。</p> <p>基本方針 ①こども 生きる力のあるこどもを育てる遊びの機会と環境をつくる。 ②保護者 子どもの様子を手に取るように伝える。 ③地域 地域の皆がこどもを育てるコミュニティを創る。 ④保育士 一人ひとりが提案し背中を見せて育てる保育士集団であり続ける。</p>
特 徴	<p>①裸足保育 足指で地面をとらえるちからを育む。 ②異年齢保育 自分で判断して行動する力とリーダーシップを育成する。 ③機会を排除しすぎない保育 汚い、痛いを体験することが生きる力の基礎となる。</p>
利用（希望）者 へのPR	<p>意欲ある子を育むために、美味しく楽しく食事を摂る食欲がある旬を味わう国内産高品質の食材日本人らしい食事を大切に考えています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子どもの生活の継続性や実態に即した保育計画が策定されている
2大保育方針として、「センス・オブ・ワンダー」と「人対人コミュニケーション」を掲げ、自然物での制作、飼育としてヤギなどのお世話、戸外活動では散歩やどろんこ遊び、畑での栽培など、生活の基礎基本の実践に力を入れている。また、「人対人コミュニケーション」では、地域の銭湯に入る経験や商店街ツアーなど、地域交流行事を取り入れ、多くの「ひと」と「仕事」を目にすることで、「物怖じせず誰とでも目を見て話ができる子ども」の育成を目指している。
保育の3つのこだわりを掲げ、保育理念や方針の実現に力を入れている
当園の特徴として、『裸足保育』として足指で地面をとらえられるちからを育む、『異年齢保育』として自分で判断して行動する力とリーダーシップを育成する、『機会を排除しすぎない保育』として汚い、痛いを体験することが生きる力の基礎となる」という保育の3つのこだわりを掲げ、保育理念・方針の実現につなげている。さらに、子どもが自由に遊べる時間を確保するとともに、異年齢が合同で活動する機会を充実させ、自発性を発揮できるよう環境設定を工夫している。
自然とのかかわりを大切にし、子どもが伸び伸びと過ごせる環境が整っている
園舎は木製を中心に木のぬくもりと採光に恵まれており、縁側や広々とした保育室は年齢に応じた環境作りがなされている。園庭は土で築山や畑があり、「どろんこ遊び」を楽しめる、豊かな環境が整備されている。また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じて、自発的に好きな遊びを選び集中して遊び込めるようにしている。各保育室は年齢にあった職員の手作り玩具を置き、制作、ごっこ遊び、ブロック、パズル、絵本などのコーナーが設置されている。安心してのびのびと遊べる環境整備に努めていることがうかがえる。
児童発達支援施設や地域子育て支援センターを併設し、地域の中核的な児童福祉施設を担っている
児童発達支援施設「発達支援つむぎ宮下ルーム」や地域子育て支援センター「地域子育て支援カフェきんえつぐ」を併設しており、発達に気がかりなところがある園児を保育園と一体でインクルーシブ保育に取り組んだり、地域の子育てに役立つさまざまなイベントを実施し、子どもと家庭、そして地域全体でより良い子育てができる環境作りを目指している。さらに、「つむぎカフェ」では、地域の人々が自由に気軽に立ち寄れるようにしている。法人が掲げる「年齢が違う子同士、障がいの有無関係なく、どの子もやってみたいこと・思い通りにならないこと、すべて実際に経験する」の具現化に取り組んでいる。
さらに取り組みが望まれるところ
苦情相談窓口の認知度向上への取り組みに期待したい
今回行った保護者アンケートの総合的な満足度に関する調査の結果は、対象者の98.3%が「大変満足」または「満足」と回答し大変高い満足度を示している。また、回収率も85.5%を示しており、園と保護者の距離感も近いことが感じられた。ただし、「苦情受付の担当職員などの窓口が明示され、言い易いか」の質問に関しては、さらに高い満足度が期待される結果であった。さらに、意見箱の設置個所についても「入れやすさ」に配慮することも望まれる。苦情解決の認知度の向上と利用の促進に向けたさらなる取り組みに期待したい。
さらに質の高い保育が提供できるような職員育成を目指している
法人は、「スタッフ育成と研修計画」に基づき、保育士の複雑多様化する保育ニーズに的確に対応するため、課題別に充実した研修を実施し、保育士の専門性の向上を図っている。また、50項目の自己評価を規定の書式によって実施し、評価結果については施設長との面談において説明され、より具体的によかった点、より取り組みが期待される課題などを共有することになっている。さらに、園内研修計画を策定し、職員会議などの場を通じて学べる機会を充実させている。ただし、開園3年目であり保育経験の少ない職員も在籍していることを踏まえ、さらに育成に力を入れることを目指している。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

事業所として今回第三者評価を受けて宮下どろんこ保育園の良い点と更に成長となるようなアドバイスを頂き勉強になりました。

特に法人の理念や大切にしている、「センス・オブ・ワンダー」や「人対人コミュニケーション」から様々な活動をしていることが丁寧に公表されていました。

また併設園であるからできること、目指しているところもヒアリングして頂きました。

改善の提案も「苦情相談窓口の認知度向上」は事業所としての課題であり認知の向上に努める項目でありました。そして開園3年目として取り組んで欲しいと感じていた「質の高い保育が提供できるような職員育成」を掲げて頂いたことも的確に思います。

更なる保育の質を上げるべく今回の受審フィードバックをスタッフの育成に活用していきたいと思えます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 嘱託医（蛭虫検査・内科健診・歯科検診・尿検査）	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
	21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。			5	0	
	22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。			4	0	
	23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。			5	0	
	24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。			6	0	
	25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。			3	0	
	26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0	
	子どもの健康支援			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。			3	0	
	5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5	0	
			30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
	6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
			33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
	計				129	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念には「にんげん力。育てます。」とあり、そのあとに『にんげん力』を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、“自分で考えて行動する力”を身につけます」などの説明が入園のしおりやホームページなどに明示されている。この理念に基づいて園庭での遊びや園外に出るの活動に力を入れている。また保育目標として、「センス・オブ・ワンダー」「人対人コミュニケーション」などを掲げており、それらが実践できるような保育環境作りに取り組んでいる。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念や保育目標は、入職時に全職員に配布される研修テキストに明記され、入職時研修で学べるようにしている。マニュアルにもそれらの内容が明記されており、いつでも確認できるようにしている。また、全体の計画にも明示されており、年間指導計画や月間指導計画を立てるときにも確認できるようにしている。さらに、職員会議等における具体的な事例の検討を通じて、保育理念や保育目標が達成できるように取り組んでいる。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「入園のしおり」にも理念や目標を明示しており、入園を希望する保護者の園見学時に配布し、具体的に説明することになっている。さらに、入園説明会においても再度説明理解を促している。園の特長である「裸足保育」「異年齢保育」「機会を排除しすぎない保育」なども併記しており、日常的な保育を説明する際に活用している。さらに、「園だより」などの紙面を通じて語りかけたり、保育参加や登降園時などの機会においても、子どもの様子を伝える中で共有できるよう努めている。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画書には園の理念に沿った基本方針が掲げられ、その年度に取り組む重要課題を明示している。年度末には当該年度の事業総括を行って事業報告書として取りまとめ、重要課題の進捗や達成状況を詳しく記載することに努めている。また、年間指導計画は、前年度の反省をもとに課題を整理し、現場の意向や保護者アンケート結果などから得たニーズを反映させて次年度計画を策定する流れとしている。月、四半期、半期、年度末などの期間を定めて評価反省に取り組み、進捗状況を把握しながら推進している。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年度初めには施設長を中心に業務分担や各担当の割り振りなどを決定し、職員の意見を取り入れながら計画や方針を決定している。各種の案件については、個別の会議において検討し、迅速に結論を導きだすことにしている。施設長は職員や園の置かれている状況や課題を把握したうえで事業の方向性を示唆し、法人本部の確認を得て推進することになっている。また、施設長は日常的な職員との会話や、年2回行われる面談などから職員の考える課題や意見を把握している。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>リーダー会議をはじめ、給食会議、ケース会議、子育て支援センターとの定例会などを通じて情報共有に取り組み、毎月開催している職員会議において共通する課題を検討し保育に反映するようにしている。施設長は経験を生かし、園と職員個々の抱える課題について把握し、解決に向けて園運営をリードしている。開園3年目であり保育経験の少ない職員も在籍していることを踏まえ、個々の職員が意見を言い易い会議運営にも取り組んでいる。さらに、法人主催の保育技術に関する研修や各種の外部研修に積極的に職員を参加させ、知識と技術の向上に取り組んでいる。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>守るべき倫理項目などが明示されたマニュアルは全職員に配布され、入職時研修において説明され周知に努めている。日常においては、職員会議でニュースになっている事柄を取り上げながら、職員のとるべき行動についてマニュアルと照らしながら共有し、注意喚起を促している。また、人権チェックとして年に2回、子どもやその保護者のプライバシーや情報の保護、子どもへの言動やかかわり方について振り返る機会を設けている。今回行った保護者調査の、「子どもや保護者の尊厳や尊重に関する設問」については高い満足度が得られており、園の対応が評価されていることがうかがえた。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の人事制度に関するガイドブックには、「期待される人材像」、「職務ごとの等級レベルや達成すべき課題」、「昇級の基準」などが明示されている。また、施設長をはじめ、保育職員、調理職員など職種ごとに、50項目の自己評価を規定の書式によって実施しており、それらをもとに主任と施設長が評価する仕組みを設けている。評価結果については施設長との面談において説明され、より具体的によかった点、より取り組みが期待される課題などを共有することとしている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>施設長は有給休暇の消化率や時間外労働のデータなどを把握しており、適宜職員に声をかけ、事務仕事や行事の準備の進み具合などを確認し、必要に応じて事務仕事をする時間を確保するなど、なるべく残業を控えるように努めている。休憩時間には、子どもから離れて休めるよう休憩スペースと時間を確保している。有給休暇も勤務表作成時に組み込み、計画的にとれるようにしている。年に2回行われる施設長との面談では、家庭的な問題を含めて相談できるようにしており、法人本部職員も必要に応じて相談に乗ることとしている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人として人事考課制度を取り入れており、設定した目標について自己評価を行い、年2回の施設長面談によって達成(進捗)状況を確認し合い職員の育成につなげている。評価の結果については職員にフィードバックし、給料や賞与に反映させている。さらに新人職員には経験ある職員が個別に指導、相談できる体制を作り、職員として必要とされる態度や考え方も含めて身につけられるよう「チェックシート」を用いている。また、法人として「スタッフ育成と研修計画」を掲げており、複雑多様化する保育ニーズに的確に対応するため、課題別に充実した研修を実施し、保育士の専門性の向上に取り組んでいる。</p>		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法人の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>児童福祉に従事する職員として守るべき基本的な権利人権などについては、入職時研修をはじめ、年2回のチェックシートを用いた振り返りにおいて、「子どもに対する言葉や対応は適切であったか」、「子どもの気持ちに配慮して保育を進めることができたか」などを確認することとしている。また、虐待についてはチェックシートを用いて早期の発見に努め、必要に応じて市や関係機関と連携できる体制を整えている。また、子ども一人ひとりの育ちや思いを大切に、子ども同士が育ち合える環境作りに力を入れており、保護者アンケートにおいても評価の声が聞かれている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・法人として個人情報の保護方針や利用目的を定めており、園内に掲示するとともに、法人のホームページにプライバシーポリシーとして掲載して周知に努めている。情報の利用目的、その種類、管理と第三者への提供、開示に関する方針が明記されている。特に園内で撮影した写真や動画の利用に関しては、具体的に記載し理解を促している。職員は入職時に守秘義務などとともに、個人情報保護を遵守して業務を進めていけるように学べる機会を設けている。実習生にはオリエンテーションにおいて説明し、同意書を交わして周知徹底を図っている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>例年、毎年6月と11月に保護者懇談会を開催しており、重要な案件を伝えるとともに意向や要望を把握することに取り組んでいる。さらに、個人面談については園からの声かけに加え、いつでも対応することとしている。また、毎年保護者アンケートを実施して満足度を測り、改善のための意見も把握している。さらに、降園時には3分の個別対応をすることで、保護者が意見を言いやすい環境作りに努めている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決制度については、担当職員や第三者委員の連絡先も含めて、「入園のしおり」への記載や園内掲示によって周知に努めている。苦情対応についてはマニュアル化されており、法人本部への連絡も含めて円滑に対応できる体制を敷いている。また、苦情に至らない、意見、意向、要望については早期に対応することに努めている。保護者からの要望はクラス担任に直接伝えられることが多く、その際には必ず施設長へ報告することとしている。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員一人ひとりが「人事評価シート」によって専門技術、保育力、計画性、食育、安全衛生、地域交流・連携、子育て支援などについて自己評価に取り組んでいる。それらをもとに年2回施設長面談を実施しており、課題を共有して改善などのアドバイスを受け、研修受講にも活かすこととしている。職員間においても気づきを共有し、改善につなげられるよう取り組んでいる。また、保育の質の向上については法人としても力を入れており、研修の充実を図るとともに受講後は「研修報告書」を提出し、職員会議での報告などの機会を設け、職員間で共有できるようにしている。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>日常業務の標準化を図ることを目的に「保育品質マニュアル」を設け、全職員が所持し活用できるようにしている。また、「保育運営マニュアル・点検の位置付け」「各園に設置する保育運営マニュアル」などを作成し、衛生管理、感染症、危機管理、虐待対応、苦情対応、食育計画、保健計画、給食提供などの標準化にも取り組んでいる。特に、危機管理や衛生管理については一定のルールを設け、マニュアルに準じて慎重に推進することとしている。マニュアルなどの見直しについては、毎年、定期的に全施設長で確認を行い、法人としても業務や手順が明確になるよう系列園が統一して、活用できるよう徹底している。</p>		

17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用希望の保護者に対しては「入園のしおり」(パンフレット)やホームページなどで情報提供に取り組んでいる。また、市のホームページには、当園を含め公立、私立、認定こども園の情報や入園案内などが掲載されている。入園のしおりには、保育理念「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案・実践し、「自分で考えて行動する力」を育みます」を掲げている。また、保育目標、デイリープログラム、保育内容・運営理念、保育の3つのこだわり、園と家庭の連絡、などを明記するとともに、施設紹介は写真や説明文で分かりやすさに努めている。問い合わせや園の見学については、電話などで随時受け付けている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前の説明会では「入園のしおり」と「重要事項説明書」をもとに、施設長より保育内容及び基本的ルール等を説明している。また、項目ごとに確認を得て同意書を交わすことにしている。入園のしおりには、保育理念をはじめ、利用に際しての留意事項、ケガ・疾病発生時の対応など、写真や説明文などでわかりやすく記載されている。保育の開始にあたっては、入園申込書や入園前児童面談表を基に面談を行って、発育や発達の状態や意向を把握して記録化している。面談内容は、職員会議において職員間の共有が図られ、保育に活かすことにしている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程(全体的な計画)には、保育理念、運営理念、発達課程、「センス・オブ・ワンダー」と「人対人コミュニケーション」の2大保育方針、主な行事を記載するとともに、57日目から6歳までを年・月齢に応じた8つの時期に分け、それぞれの時期ごとに保育目標、養護・保育者の配慮、教育保育・子どもの視点を掲げている。なお、年間計画策定会議を定期的に開催し、協力体制のもと内容の検討と作成に取り組んでいる。また、定例の職員会議等で子どもの様子を共有している。背景にある家庭の状況などは、必要に応じて併設の子育て支援センターと連携して支援している。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>指導計画は、保育課程(全体的な計画)に基づき、子どもの発達過程を見通し、具体的なねらいや保育士とのかかわり、援助などを考慮して作成している。月案、週案の立案については、子どもの発達や心身の状況に配慮しながら作成し、日々保育日誌に記録している。さらに、年間保健計画や年間食育計画、年間行事計画を立案し、施設長の指導助言のもとに、職員の共通理解を図り作成している。子どもの生活の継続性や子どもの実態に即した保育計画を立案し、計画に沿って適切な環境を整備し、指導計画の振り返りと改善に努め、保育課程の実現につなげている。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園(園舎)は木製を中心に木のぬくもりと採光に恵まれており、縁側や広々とした保育室は年齢に応じた環境作りがなされている。園庭は土で築山や畑があり、「どろんこ遊び」を楽しめる、豊かな環境が整備されている。また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じて、自発的に好きな遊びを選び集中して遊び込めるよう、各保育室は年齢にあった職員の手作り玩具を置き、制作、ごっこ遊び、ブロック、パズル、絵本などのコーナーが設置されている。安心してのびのびと遊べる環境整備に努めていることがうかがえる。子どもが自由に遊べる時間を確保するとともに、3～5歳児は異年齢が合同で活動するなど、自発性を発揮できるよう環境設定を工夫している。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭にはヤギ小屋が設置されおり、ヤギが子どもたちを出迎えてくれたり、幼児室にはカブトムシなど子どもが世話をできる環境が整っている。園庭の一角にある畑で季節の野菜を栽培し、水やりや観察、収穫の喜びを味わい、動植物に触れる機会を設けている。さらに、商店街ツアーでお花や給食の食材などの買い物や散歩に出かけ、3～5歳児は銭湯に入るなど積極的に園外活動を取り入れている。また、積極的に戸外活動を取り入れ、年齢や目的に応じて公園など散歩に出かけたり、季節の行事食や旬の野菜を使用した調理保育を計画的に実践している。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育士は「教える」「導く」のではなく、一人ひとりの成長に合わせて工夫することに力を入れ、見通しを立てて保育していくことを心がけ、人間関係の育成に配慮している。異年齢での交流を大切にしており、3～5歳児合同で生活や活動する機会として、一緒に縁側の雑巾がけなどを体験する機会を設けている。また、異年齢で一緒に散歩に行ったり、朝や夕刻の延長保育での交流を通して、年上の子が、年下の子への思いやりを育み、順番など社会的ルールを身につけられるようにしている。これらの取り組みが、保育理念・方針の実現につながっていることがうかがえる。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を要する子どもについては、入園面談で保護者から得た情報を児童票などに記録し、職員会議での話し合いによって共有を図っている。保護者をはじめ、必要に応じて園児が受診している医療機関や専門機関と連携し、個別指導計画を作成している。職員は障がい児保育に関する研修を積極的に受講して知識を深め、研修報告により全職員で共有できるようにしている。さらに、ケース会議での検証に加え、併設の「発達支援センターつむぎ宮下ルーム」との勉強会を通して園生活での注意点などを把握している。保護者には園生活での姿を適切に伝え、情報交換しながら保育に活かせるようにしている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>開園時間は朝7時～夕刻20時までとしており、登園時、朝7時から2歳児室で安定して過ごし、夕刻は0～5歳児がその日の人数や活動により、17時30分ごろから異年齢児でかかわりながら過ごせるように、絵本やままごとコーナーなど環境整備に努めている。登降園時には、保護者とのコミュニケーションを図り、「連絡帳」や「申し送り表」、各クラスの活動内容をボードに記載し、昼会議で全職員での共有を図っている。また、職員間の引き継ぎは書面だけでなく口頭でも行い、保護者への伝え漏れのないように工夫している。保護者の予約が19:30以降の時は夕食を提供したり、必要に応じて子どもの様子を施設長や主任、担任が直接保護者に説明する体制を整えている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>登降園時、保護者とのコミュニケーションを大切にしており、「お迎え時、3分間対応」を実践し、情報交換を行い相互理解を深めている。日々園での様子は、「連絡帳」や「申し送り表」、各クラス用「ホワイトボード」(朝は活動予定・夕方活動内容)に記載し、保護者に伝えている。また、保護者参加や保護者面談を随時行い、給食試食も実施している。さらに、「保育参加アンケート」を実施しており、職員会議で共有して保育に活かすことにしている。また、就学については、「小学校との連携の計画」として、小学校への訪問や相談・協議など連携を図り、円滑な就学を支援している。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども一人ひとりの健康管理は、「保健年間計画表」に基づき、子どもの心身の健康状態把握や健康増進に取り組んでいる。保健年間計画表を作成し、計画的に実施できるようにしている。そのほか、毎月の身体測定の結果は「健康カード」に記録し、嘱託医による内科健診(年2回)、歯科健診(年2回)の個別の結果についても、保護者に知らせ連携を図っている。虐待防止については、虐待の疑い(育児困難を含め)がある子どもに限らず、着替えの際に身体に異常の有無の確認している。また、ヒヤリハットの活用により事故防止に取り組み、事故発生の減少につなげている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>登園時には視診を行い子どもの健康状態を確認し、症状に応じて受診を促したり、お迎え要請をする場合の対応について話している。また、保育中に体調不良が発生した場合は、子どもを医務室で休ませ経過観察することになっている。一方で、危機管理、衛生管理、健康管理、運営管理などについて、計画的に点検を実施している。園内や近隣での感染の発生状況は、迅速に掲示板にて知らせ、拡大防止に努めている。毎月発行している「保健だより」でも、保健衛生や病気に関するお知らせ、季節に流行する感染症やその予防などの情報を提供し、保護者の安心感につなげている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しくるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園のしおりには「意欲ある子を育むために、美味しく楽しく食事を摂る、食欲がある、旬を味わう、国内産高品質の食材、日本人らしい食事、を大切に考えています」を明記し、それに基づいた「食育計画」を立てている。園庭の畑やプランターでは、小松菜、ほうれん草、ごぼう、大根など季節の野菜を栽培し、収穫した食材を給食で提供したり、商店街へ食材の買い物に行くなど、子どもが参加する食育活動に力を入れ、偏食の改善につなげている。食物アレルギーのある子どもには、医師からの指示書に従って毎月保護者と面談し、マニュアルに基づき、配膳時にはダブルチェックを行い、トレーに写真や名前を付け、テーブルを別にするなど誤食防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「衛生管理マニュアル」を策定し、各点検に基づいて職員が役割を分担して取り組んでいる。子どもが長時間生活する場所として、広い木製の縁側や床など、常に清掃し土の園庭にはこまめに水まきをするなど、衛生面と安全性に力を入れている。特に、0～2歳児の遊具は、職員が毎日消毒を行い、破損や数などを点検している。各保育室は、発達に応じて安全に配慮し整理され、子どもが遊びを選び、集中できる楽しい環境が設定されている。また、うがいや手洗い指導については、各手洗い場に年齢に応じて「正しい手の洗い方」の絵や写真、手洗いの歌などを掲示している。手洗い場に液体石けんやペーパータオルを設置し、清潔を保つよう努めている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故防止対策として「危機管理マニュアル」や「事故防止」「設備点検」「早番、遅番」などのチェックリストに基づき、園内環境整備など定期的に点検を実施している。子どもは、土踏まずの形成のために裸足で過ごしているため、遊ぶ前に職員が清掃や玩具の点検など、危険物についてチェック表で確認し、安全で安心して遊べるように常に配慮している。事故発生時の対応や危機管理については、職員会議で確認し、ヒヤリハットや事故報告書を基に、そのつど報告し注意喚起を促している。全職員で事故発生原因を分析するなど、共通認識のもとに再発防止に取り組んでいる。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「年間防災計画」に基づき、災害を想定した避難訓練を毎月実施している。消防署の指導を受け「避難消火訓練」を実施し、「避難訓練実施報告書」や「自衛消防訓練通知書」を作成している。また、保護者の協力を得て引き渡し訓練を行うなど、迅速な安全対策を検討している。非常口や避難経路については各クラスに掲示し、職員が日常的に子どもたちに知らせるとともに、訓練で身につくように実施している。「園内研修」では近くの川が氾濫したとの想定で、対応策を検討している。園内には防災備蓄用品(食糧・水など)を備え、定期的に点検を行うなど、非常災害発生時の対策に取り組んでいる。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」を併設しており、「子育ての悩みや不安に対する相談や、親子で遊ぶ機会の提供など、地域の中での子育て支援の機能を明確にしている。対象となる人々の基地となるように展開していくとし、子育て支援事業の参加者に対し、施設長、主任、看護師、栄養士が親身な援助に努めている。施設長は子育て支援事業に対し意欲的に取り組み、公民館とも連携し、地域に開かれた保育園を目指している。開園3年目となり、子育て支援活動への参加者が順調に伸びていることが報告されている。</p>		